

社会福祉法人常陽社会福祉事業団職員行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成31年 4月 1日 から 平成35年3月31日 までの 4年間

2 内容と対策

< 目 標 > 計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする

- ◇ 男性の育児休業取得率を 13%以上 にする。
- ◇ 女性の育児休業取得率を 85%以上 にする。

< 対 策 >

- ◇ 平成31年 4月～ ： 各事業所へメールによる周知又は掲示による周知を行う。